

第一章 能力喪失者

〈原則〉

第1条 諸原則

- 1 以下の諸原則は本法の目的のために適用される。
- 2 能力を欠くと確定されない限り、人は能力を有すると推定されなければならない。
- 3 本人の意思決定を助けるあらゆる実行可能な方法が功を奏さなかったのでなければ、人は意思決定ができないとみなされてはならない。
- 4 人は単に賢明でない判断をするという理由のみによって意思決定ができないとみなされてはならない。
- 5 能力を欠く人のために、あるいはその人に代わって、本法の下でなされる行為又は意思決定は、本人の最善の利益のために行われなければならない。
- 6 当該行為又は当該意思決定が行われる前に、その目的が、本人の権利及び行動の自由に対して、より一層制約の小さい方法で達せられないかを考慮すべきである。

〈序章〉

第2条 能力喪失者

- 1 本法では、人が精神若しくは脳の損傷又は機能障害のために、ある事柄に対して意思決定をすべきときに独力で意思決定ができない場合、その人はその事柄について能力を欠くと定義さ

PART 1 PERSONS WHO LACK CAPACITY

The principles

1 The principles

- (1) The following principles apply for the purposes of this Act.
- (2) A person must be assumed to have capacity unless it is established that he lacks capacity.
- (3) A person is not to be treated as unable to make a decision unless all practicable steps to help him to do so have been taken without success.
- (4) A person is not to be treated as unable to make a decision merely because he makes an unwise decision.
- (5) An act done, or decision made, under this Act for or on behalf of a person who lacks capacity must be done, or made, in his best interests.
- (6) Before the act is done, or the decision is made, regard must be had to whether the purpose for which it is needed can be as effectively achieved in a way that is less restrictive of the person's rights and freedom of action.

Preliminary

2 People who lack capacity

- (1) For the purposes of this Act, a person lacks capacity in relation to a matter if at the material time he is unable to make a decision for himself in relation to

ファルコナー卿（憲法省大臣、兼大法官）による序文

2005年意思能力法は、能力を欠く人々の生活を変えるであろう大変重要な制定法です。彼らができる限り自分自身で意思決定を行うことを可能にし、かつ意思決定過程の本質的部分に本人を据える柔軟な枠組みを提供することにより、能力を欠く人々を保護しています。すなわち彼らの最善の利益に適う意思決定に可能な限り参加できることを保証するものです。さらにまた、本法は、人々に、能力を喪失するかもしれない将来に備えることも認めています。

本法は広い範囲の意思決定及び状況に適用されますが、法律が全て終わりではありません。私たちは本法は実際的な手引によって支えられる必要があるとずっと考えてきました。本行動指針はまさにそのためのものです。本指針は本法が毎日の生活でどのように機能するのかを解説することにより介護や医療の現場の人達に適切な実務手本を提供します。

多くの個人や団体が本指針の草案を読みコメントを寄せてくださいました。このおかげで本行動指針はよりよい作品になったことを彼らに大いに感謝する次第です。

本指針を尊重する義務のある一定の人々がいます。各種の専門家、有償の介護者、任意代理人、保護裁判所の任命する法定代理人などです。しかしながら、能力を欠く多くの人にとって最も大切な関係は、もっと普通の人たち、すなわち本人を一番よく知り、時には何年間も世話をしてきた家族や友人達とのそれでしょう。本指針はこの人たちを支援するものもあります。ですから、指針の文面が明瞭かつわかりやすいものであることが本指針の成功の鍵となります。私はこの点に関してはことのほか気を配ったと自負しています。

本行動指針は2005年意思能力法が実務において適切に機能するために重要なものです。私からは皆さんのがぜひ時間をみつけてこれを読み、中身を消化してくださることを切に望みます。

ファルコナー卿

序 章

2005年意思能力法は、イングランド及びウェールズを適用範囲とし、意思決定能力を欠く人々あるいは現在はその能力があるが将来の能力喪失に備えたい人々のために法律上の枠組みを提供するものである。同法は、誰が、どの状況で、どのように意思決定を行うことができるのかを明らかにする。同法は2005年4月7日に女王陛下の承認を受け、2007年度中に施行される。

本行動指針は、2005年意思能力法の実務上の適用についてガイドライン及び情報を提供することにより、同法を背後から支えるものとなる。同法第42条は、同法に基づく義務と職務権限を有する一定の人々への指針を示すよう大法官に要求している。同法第43条は、行動指針を作成する前に、大法官はウェールズ国民議会及びその他大法官が適切と考える人々と協議しなければならないと要求している。さらに行動指針は40日の会期中に両院に提出され議会の承認を得る必要がある。

本行動指針は以上の要件を満たした上でここに存在する。

本行動指針は法的効力を有する。すなわち一定の範囲の人々は意思決定能力を欠く成人と関わる場合に指針を尊重する法的義務がある。その範囲については追って述べられる。

1. 行動指針はどのように使われるべきか？

行動指針は、特定の意思決定に係る能力を欠く成人と行動を共にする人又は介護する人の全てに対する指針である。意思決定能力を欠く個人に代わって行動し判断する場合の責任を明らかにする。特に、提供される介護への同意能力を欠く人に対して介護義務を負う人々に焦点を当てている。

2. 行動指針は誰のためのものか？

2005年意思能力法は、行動指針に「従う」法的義務を何人にも負わせてはいない——指示というより希望ましい実務のあり方のための手引とみなすべきものだからである。しかし、本指針における関連箇所に従わなかった場合には、その理由の説明を要求される可能性は大きい。

一定の範疇にある人々は、本行動指針を「尊重」することが法的に要求される。すなわち、その人々は意思決定能力を欠く人に代わって行動したり判断したりする場合に、本指針を認識しており、かつ行為にあたってどのように本指針を尊重したのかを説明できなければならないのである。

この範疇にある人々とは、以下の者をいう。

- ・永続的代理権代理人 (LPA) (第7章を参照のこと)
- ・新保護裁判所に任命された法定代理人 (第8章を参照のこと)
- ・独立意思能力代弁人 (第10章を参照のこと)
- ・承認を受けた研究を行う者 (第11章を参照のこと)
- ・能力を欠く人のために専門家としてかかわる者
- ・能力を欠く人のために有償で働く者

後二者の範囲は広い。専門家として関わる者とは：

- ・広く医療関係者 (医師、歯科医師、看護師、セラピスト、放射線技師等)
- ・福祉関係者 (ソーシャルワーカー、ケアマネジャー等)
- ・その他、しばしば意思能力を欠く人の世話を関わる者。すなわち、救急隊員、施設の職員、警察官など。

有償で働く者とは：

- ・介護施設の介護助手
 - ・訪問介護サービスを提供する介護従事者
 - ・意思決定能力を欠く人のために特定の仕事をするよう契約を締結した者
- しかし、2005年意思能力法はむしろ意思決定能力を欠く人を日常的に世話をしている人全般に適用される。家族で世話をする人を含む。こういった人は行動指針の尊重を法的に要求されるわけではないものの、その内容は同法を理解し適用する助けとなる。本指針を認識している限りは指針に従うべきである。

3. 「能力を欠く」とはどういう意味か？

行動指針内の最も重要な表現の一つが「能力を欠く人」である。

「能力を欠く人」という表現が使われるとき、それは、特定の意思決定又は特定の行為が必要な場面で、その意思決定又はその行為を自分で行う能力がない人を意味する。

これは、ある特定の意思決定は自力でできないが、別の意思決定はできることがあるということである。例として、何を着るかとか何を食べるかといった毎日の生活上の意思決定はできるかもしれないが、もっと複雑な財務上の事柄については能力がないというように。

また、ある時点で能力を欠く人が後の時点で能力を回復することもある。能力が変動する状態にあたり病気だったりするためである。意思決定が必要なときに、事故のため又は麻酔のため意識がないか朦朧としているといった場合や、アルコールや薬の影響下にあるといった場合である。

さらには、先天的な病気、又は重度の知的障害のため恒常に特定の意思決定能力を欠く人がいる一方で、訓練して能力を回復し自分で意思決定ができるようになる人もいるという事実もある。

第4章では「能力を欠く」の定義付けを行う。

4. 行動指針には具体的に何が書いてあるのか？

本指針は2005年意思能力法及びそこで重要な条文を解説するものである。

- ・第1章は、同法を紹介する。
- ・第2章は、同法の背後にある5原則と実務での適用を提示する。
- ・第3章は、人々が意思決定をする際に適切な支援を受けることをどのように同法が保証しているかを明らかにする。
- ・第4章は、「意思能力を欠く人」についての同法の定義付けを説明し、特定の時点で特定の意思決定能力を欠くか否かを判定する唯一明快な基準を明らかにする。
- ・第5章は、同法でいうところの最善の利益とは何かについて述べ、最善の利益を見極めるために同法が用意する要件について解説する。
- ・第6章は、能力を欠く人を世話する人や治療する人を同法がどのように保護しているかを説明する。
- ・第7章は、将来の能力喪失の可能性に備えての永続的代理権（LPA）の授与方法及び永続的代理権代理人の行動について説明する。
- ・第8章は、本法に基づき設置された新保護裁判所の役割、すなわち能力を欠く本人に関わる事例を解決する方法がない場合に自ら宣言を出すこと、又は代わりに意思決定者を任命することについて解説する。
- ・第9章は、治療を拒否する事前の意思決定を有効に行いたいと望む人が必ず従うべき手続について説明する。
- ・第10章は、特定の意思決定に際して、能力を欠く人の中でもとりわけ弱い立場の人を支援するため、本法に基づき任命される独立意思能力代弁人の役割について解説する。
- ・第11章は、能力を欠く人を参加させる研究について本法が用意する安全確保の指針である。

- ・第12章は、本法と児童との関係について述べる。
- ・第13章は、本法と1983年精神保健法との関係を説明する。
- ・第14章は、本法により創設された公的職務である公的後見人の役割を明らかにする。永続的代理人、法定代理人を監督し、これらの者による虐待の可能性について最初に連絡を受ける立場にある。
- ・第15章は、本法に関して生ずる意見対立の解決方法を提示する。
- ・第16章は、本法と個人情報保護との関係について述べる。

5. 本行動指針の法的位置付けはどのようなものか？

*適用範囲

本法及び本行動指針は、イングランド及びウェールズ在住の全ての人に適用される。その他、これ以外の地域に不動産等の財産を有するイングランド及びウェールズ在住の人、あるいはイングランド又はウェールズに不動産等の財産を有する海外在住の人も含むと保護裁判所が決めるこもありうる。

*本行動指針の不遵守

本行動指針に従わなかったからといって特に罰則はない。しかしながら、本行動指針の不遵守の事実が、民事及び刑事の裁判で証拠採用されることはありうる。たとえば能力を欠く人のために意思決定をする者が本人の最善の利益に適う行動を取らなかつたと認定されるなど。したがって、能力を欠く人と関わる人はだれでも当該指針に親しんでおく必要がある。

*更なる情報

本行動指針は網羅的手引ではない。憲法省、保健省及び公的後見人事務所からいろいろな状況を想定した解説書が出されている。専門家向けの指針もそれぞれの団体からメンバー向けに出版されている。その他、付録において、これ以外の多様な情報取得先を提示している。

*行動指針内の表現

本行動指針を通じて、2005年意思能力法は「本法」と記載されている。したがって、「4条」などとある場合は全て本法のそれを指す。他の法律を指示するときは必ず「1983年精神保健法」などと法律の完全な名称で表される。また本行動指針は単に「指針」とも表示される。

*本行動指針内のシナリオ

仮定の登場人物と場面設定で多くのシナリオを用意した。これは各章の本文の内容をより理解しやすくするためのものであり、似たような現実の状況下で同様の判断を要求するものではない。

本行動指針にはウェルシュ語版もある。要請があれば、その他の書式でも入手可能である。